

## 特集2

# 12月4日～10日は『人権週間』です 今こそ人権について考えてみませんか

● 問合せ先 人権・同和对策課人権・同和对策係 (☎ ☎232190)  
生涯学習課人権・同和教育係 (☎ ☎233186)

あなたは今、幸せですか。  
あなたの隣にいる人は、どうですか。

私たちは、誰もが幸せな人生を送るために生まれてきました。しかし、とても残念なことに、私たちの周りには同和問題をはじめとするさまざまな人権問題が存在していて、今も多くの人を苦しめています。

「周りで差別なんて起きていないから、自分には関係ない」と、思っていないませんか。日常で起きている差別や人権侵害を、見過ごしていませんか。もしかすると、あなた自身の何気ない言動が、誰かを傷つけているかもしれません。

12月4日～10日は、人権週間です。  
この機会に、自分自身の心の中を見つめ直してみましよう。

あなたは今、幸せですか。  
あなたの隣にいる人は、差別に悩んでいませんか。

## ■人権週間とは

昭和23年12月10日、第3回国連総会で『世界人権宣言』が採択されたことを記念し、日本では12月4日～10日を『人権週間』と定め、さまざまな啓発活動を通して、広く人権意識の高揚を図っています。

## 人権週間の啓発活動を紹介します

市では、さまざまな人権問題の解決に向けて、『伊万里市人権教育・啓発に関する基本方針』に基づき、市民の皆さんに対する研修会の開催など、人権教育・啓発活動に取り組んでいます。

### ◆小・中学生の人権・同和教育作品展

- 期 間 12月1日(水)～10日(金)  
午前10時～午後6時(最終日は午後4時まで)
- 会 場 市民図書館
- 内 容 児童・生徒による標語・書道など、人権に関する作品の展示

### ◆人権啓発パネル展

- 期 間 12月6日(月)～10日(金)  
午前8時30分～午後5時15分  
(最終日は午後4時まで)
- 会 場 市役所市民ロビー
- 内 容 伊万里人権擁護委員との協働による、さまざまな人権問題についてのパネル展

## さまざまな人権問題

人権問題には、どのようなものがあるのでしょうか。法務省人権擁護局が定めている人権啓発活動の年間強調事項を紹介します。

### 令和3年度啓発活動年間強調事項

- 女性の人権を守ろう
  - 子どもの人権を守ろう
  - 高齢者の人権を守ろう
  - 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
  - 部落差別(同和問題)を解消しよう
  - アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
  - 外国人の人権を尊重しよう
  - 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
  - ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
  - 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
  - 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
  - インターネットによる人権侵害をなくそう
  - 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
  - ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
  - 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう
  - 人身取引をなくそう(※)
  - 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう
- ※人身取引には、強制売春などが含まれます。

## インターネット上での人権侵害の特徴

### 1 加害の容易性

情報のやりとりが簡単にできるため、自分の書き込みが誰かを傷つけるかどうかを考えるとなく、軽い気持ちで発信してしまうことがあります。また、デジタルデータなので、コピーや画像の合成が簡単にできてしまいます。

### 2 匿名性

名前や顔を知られずに情報が発信できるため、書き込みの内容が悪質なものになったり、根拠のない情報が流布されやすくなったりします。

### 3 被害の拡散性

一度ネット上に掲載されると、世界中からの閲覧が可能になります。また、内容が別サイトに次々と転載され、短期間で大量のデータが世界中に広がる可能性があります。

### 4 被害回復の困難性

一度公開された情報は、完全に削除することが困難なため、いつまでも被害者を苦しめることになります。

インターネットを利用するときは、その利便性を享受するだけでなく、他者の人権の配慮を心がけることが大切です。インターネットの世界に置いても、実際に暮らす社会と同じようにモラルを持ったり、マナーを守ったりして、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

インターネットは、時間や場所を問わず、さまざまな情報を簡単に収集したり、発信したりすることができます。コミュニケーションの輪は、日々広がりをみせていて、私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

しかし一方では、個人情報への無断公開などによるプライバシーの暴露や特定の個人を対象とした誹謗中傷、差別的な表現での書き込みなど、インターネットを悪用した人権侵害が増えていて、大きな社会問題となつていっています。

インターネット上の人権侵害には、いくつかの特徴があり、これらをしつかり理解しておかないと、自分自身も加害者になつてしまう危険性があります。

インターネットをつなぐ時

お互いの心と心もつながりましょう  
〜使い次第で人権侵害になることがあります〜

## 人権を侵害しないために気をつけるポイント

- 相手の気持ちを自分に重ねて想像する（自分がされて嫌なことは誰だって一緒）
- 差別的な発言や、誹謗中傷を書き込まない
- 使用する言葉に注意する（暴力的な言葉は使わない）
- 根拠のない噂やあいまいな情報は書き込まない
- 他人の書き込みをあおるような書き込みはしない
- 誤解を招かないように、分かりやすい表現を心がける（話し言葉をそのまま文字にしても伝わらないことがあるので注意が必要）
- 知り合いのメールアドレスや住所など、個人情報を無断で掲載しない
- 個人が特定される写真や動画を勝手に掲載しない

## インターネットパトロール実施中

市では、差別的な書き込みや動画などを発見した場合、サイトの管理者への削除要請などを行っています。管理者を特定できない場合や要請に応じないなどの悪質なケースに対しては、法務局など関係機関に対応を依頼することもあります。

### 一人で悩まず、気軽に相談してください

- みんなの人権110番 (☎ 0570-003-110) 平日の午前8時30分～午後5時15分
- 子どもの人権110番 (☎ 0120-007-110) 平日の午前8時30分～午後5時15分
- 女性の人権ホットライン (☎ 0570-070-810) 平日の午前8時30分～午後5時15分
- 人権啓発センターさが (☎ 0952 ㊟ 7229) 平日の午前9時～午後5時